

医療措置協定に関するFAQ（共通）

令和8年4月1日時点

No	項目	質問内容	回答
1	協定の内容	協定の有効期限は？	令和9年3月31日までとなっており、その後は更新しない旨の申し出がなければ同一条件により3年間更新していきます。
2	協定の履行	医療措置協定に違反した場合の罰則はあるのか？	医療措置協定を締結した医療機関が正当な理由なく医療措置協定に基づく措置を講じない場合は、感染症法第36条の4の規定に基づき勧告・指示・公表の措置の対象となる可能性があります。
3	協定の変更	協定締結後に管理者が変更となった場合の取扱いは？	医療措置協定締結後に知事や医療機関の開設者が変更となった場合でも、権利義務は承継されますが、最新の情報を共有するため、申請フォームから変更手続きをお願いします。
4	協定の解除	解除する場合の手続きは？	申請フォームで「解除」を選択し、基本情報に加え、解除の理由を入力してください。 医療機関を閉鎖する場合も解除の手続きをお願いします。
5	訓練・研修	平時の対応における年1回の訓練・研修のうち研修とはどういったものが該当となるのか？	国から具体的に示されてはいませんが、感染症の知識を深める内容のものや、医師会等の各種団体や医療機関が行う感染症に関する研修も含まれます。